

新KYOのあけぼのプランー京都府男女共同参画計画ー
後期施策の進め方について

平成19年2月
京都府男女共同参画審議会

目 次

○ 意見書の趣旨	1
○ 新KYOのあけぼのプランー京都府男女共同参画計画ー策定後の状況変化	
1 社会経済情勢の変化	
（1）少子・高齢化と家族形態の変化	1
（2）家庭や地域を取り巻く環境の変化	1
（3）雇用情勢の変化	2
2 国及び京都府の主な動き	
（1）京都府男女共同参画推進条例の制定	2
（2）チャレンジ支援の推進	2
（3）配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画の策定	4
（4）きょうと未来っ子いきいき推進計画の策定	4
（5）男女共同参画基本計画（第2次）の策定	5
○ 後期に重点的に取り組むべき事項	
1 男女共同参画による心豊かな活力ある京都府づくりの推進	5
2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	
（1）府の男女共同参画に係る取組の推進	6
（2）市町村、企業、教育・研究機関、その他各種団体等の取組の支援	7
3 女性の意欲を活かすチャレンジ支援	7
4 地域づくり・観光における男女共同参画	7
5 新たな分野への取組	
（1）防災・災害復興分野	8
（2）環境分野	9
（3）科学技術分野	9
6 男女共同参画の理解促進及び男性に対する広報・啓発活動の展開	10
7 男女平等を推進する教育・学習の充実	11
8 活力ある農山漁村に向けた男女共同参画の推進	11
9 働く場における男女共同参画の推進	12
10 家庭・仕事・地域生活の調和への支援	
（1）働き方の見直し	13
（2）多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援	14
11 男女の性差に応じた的確な医療の推進	14
12 女性に対するあらゆる暴力の根絶	15
○ 計画の推進	
1 推進組織体制の充実・強化	16
2 女性総合センターの機能強化・充実	16
3 地域における男女共同参画の推進	17
○ 新KYOのあけぼのプラン後期施策で考えられる数値目標項目	18

○意見書の趣旨

男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けた男女共同参画社会基本法が平成11年に制定され、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、様々な取組が進められている。この男女共同参画社会の実現に向けた取組は、家庭や学校、職域、地域等あらゆる場において男女が支え合いながら、心豊かな社会を築いていく上で重要である。

京都府においては、同法の法定計画として「新KYOのあけぼのプランー京都府男女共同参画計画」を平成13年に策定、平成16年には京都府男女共同参画推進条例が施行された。さらに同年からチャレンジ支援を進めるとともに、平成17年度にはアクションプラン「女性発・地域元気力『わくわく』プランー女性のパワーを活かした元気な京都づくり」、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」も策定するなど総合的かつ計画的な施策展開が図られてきた。

京都府男女共同参画審議会では、平成18年7月に知事から「新KYOのあけぼのプランー京都府男女共同参画計画ー」の実現を着実なものとするため、本計画策定後の男女共同参画社会の形成に関する様々な状況の変化等を踏まえた男女共同参画社会の形成の促進に関する後期施策の進め方について審議するようにとの要請を受け、これまで部会を含め8回にわたって審議を進めてきた。

この意見書は、平成13年度から平成22年度までを計画期間とする新KYOのあけぼのプランの後期施策の進め方について、本審議会の意見を取りまとめたものである。

○新KYOのあけぼのプラン策定後の状況変化

1 社会経済情勢の変化

(1) 少子・高齢化と家族形態の変化

年齢別の人口構成は、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の比率が低下する一方で、高齢人口（65歳以上）の比率は高まっており、府においては、平成12年に17.5%であった高齢化率は平成17年は20.0%で、平成22年には22.9%に達すると予測されている。

また、府の合計特殊出生率は、平成12年は1.28（全国1.36）であったが年々低下し、平成17年は1.18（全国1.26）であった。

平成17年の府の総人口は264万7千人で、世帯数は106.4万世帯、1世帯当たりの人員は2.43人（全国2.55人）で、単身世帯、夫婦のみ世帯が増加するなど世帯規模は縮小している。

(2) 家庭や地域を取り巻く環境の変化

地域を取り巻く現状は、近年大きく変化しており、地域コミュニティの弱体化などに

より様々な課題が発生してきている。また、暮らしの基礎をなす安心・安全に対する人々の不安も高まっている。このような中、住民が行政と協働して課題を解決しようとする動きが広がっており、地域における男女共同参画社会形成の重要性が更に増してきている。

(3) 雇用情勢の変化

景気は回復が続き雇用失業情勢も厳しさが残るものの、改善が進んでいるといわれているが、若年者を中心とした雇用のミスマッチは依然として大きく、また、非正規社員の割合が増加している。女性は府の労働力人口の4割を超えているが、年齢階級別に見ると出産・子育て期に当たる30歳から40歳の年齢層を谷とするM字型を描いている。雇用形態では女性雇用者の4割以上がパート、アルバイトであり、全雇用者でみると男女間の収入格差は拡大傾向にある。

また、派遣労働者が増加しており、情報機器や通信ネットワークの普及による在宅勤務等の就業形態・勤務形態の多様化もみられる。

2 国及び京都府の主な動き

(1) 京都府男女共同参画推進条例の制定

平成16年4月に京都府男女共同参画推進条例が施行された。

条例では男女共同参画を推進するための6つの基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、府の施策の実施に関し必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することが掲げられている。

●基本理念

①男女の人権の尊重 ②社会における制度又は慣行についての配慮 ③政策等の立案及び決定への共同参画 ④家庭生活における活動と他の活動の両立 ⑤男女の性についての理解 ⑥国際的協調

(2) チャレンジ支援の推進

同条例に基づき設置された本審議会は、知事から「女性のチャレンジ」を支援する各種施策を中心に、男女共同参画社会の実現に向けての具体的施策の方向性や位置付け、全体の施策の在り方について審議する旨の依頼を受け、平成17年3月に京都府におけるチャレンジ支援方策について、意見書を提出した。

これを受け府では、京都府女性総合センターを中心にチャレンジ相談やチャレンジオフィスの設置など様々なチャレンジ支援策を実施するとともに、平成17年12月にアクションプラン「女性発・地域元気力『わくわく』プランー女性のパワーを活かした元気な京都づくり」を策定し、施策化を図っている。同プランでは、女性が中心メンバーとしていきいきと地域で活躍する割合が増えてきていると指摘、個性の尊重と生き方の選択肢の多様化の中で、女性の自己実現要求が身近な地域課題の解決にも向けられている側面と、地域側も地域課題に敏感な視点と多様な生活経験を持つ女性の力を求めているという側面がある、と分析した上で、これら地域づくりやNPO・起業の分野におけ

る女性のチャレンジに関する支援の重要性を指摘し、支援策を提示している。

●「女性発・地域元気力『わくわく』プラン」重点施策

・女性の地域づくり拠点の設立支援 ・身近な人材交流を支援するための「地域わくわくデータベース」の整備 ・「ご近所発・情報ネット」の整備 ・地域づくり推進のためのセミナーの実施 ・地域における女性チャレンジオフィスの整備 ・「女性チャレンジファンド」の支援の検討 ・実践者との交流、ネットワークづくり ・地域リーダー・起業家等に対する顕彰・認証制度の検討 ・団体、グループと行政との協働の推進

国においては、「女性のチャレンジ支援策について」（平成15年4月 男女共同参画会議）を受け、各種施策を展開、16年度からは地域におけるチャレンジ支援の環境整備を図っている。さらに、平成17年12月には、国の関係閣僚による女性の再チャレンジ支援策検討会議により「女性の再チャレンジ支援プラン」が取りまとめられ、子育てや介護等によりいったん離職した女性に対し希望に沿った再就職・起業の実現など魅力ある再チャレンジの道を開くことの重要性が指摘された。これに基づき18年度には「再チャレンジ支援地域モデル事業」が実施された。同プランは平成18年12月に改定され、再チャレンジに必要な子育て支援等の充実、学習・能力開発支援の推進、再就職実現後の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）やパートタイム労働者等の均衡処遇について留意することなどが盛り込まれた。

京都府の女性チャレンジ支援策の取組経過

◆平成16年度

- ・関係機関による「女性チャレンジ・ネットワーク会議」の立上げ
- ・女性総合センターにおいて「女性チャレンジ相談」を開始
- ・女性チャレンジハンドブックの発行、女性チャレンジサイト（ホームページ）の開設、女性チャレンジシンポジウムの開催

※内閣府「地域におけるチャレンジ・ネットワーク環境整備推進事業」のモデル地域指定（他に埼玉県、奈良県、熊本県）

◆平成17年度

- ・起業・NPO創業を目指す女性を支援する施設「女性チャレンジオフィス」の設置
- ・「起業を目指す女性の交流サロン・Co-Co」の開催
- ・内閣府「女性が輝く地域づくり」事業による地域づくりモデル事例のビデオ作成

※内閣府「地域活性化事例研究事業（女性が輝く地域づくり）」のモデル地域指定（他に滋賀県、熊本県）

◆平成18年度

- ・「女性再就職支援コーナー」の開設
再就職を希望する概ね30歳代の女性に対し各種情報提供、キャリアカウンセリング、講座の開催等を実施

※内閣府「再チャレンジ支援地域モデル事業」のモデル地域指定（他に岩手県、栃木県、千葉県、石川県、大分県、宮崎県）

(3) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画の策定

女性に対する暴力防止対策として、平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、翌14年4月には府においても都道府県に義務づけられた配偶者暴力相談支援センターを設置し、相談、保護、自立支援等の体制整備が図られた。さらに、平成16年12月には、同法の一部改正が行われ、都道府県は被害者の保護と自立支援等に関する基本計画を策定し、総合的に被害者支援を行うことが盛り込まれた。これを受け、平成18年3月に「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」が策定された。

また、府では、平成18年度に内閣府の「地域における女性に対する暴力の予防啓発に関する調査研究」の対象に選ばれ、「若者による、若者のための、ピア・サポート・プログラムの開発研究事業」を実施している。

●配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、DV）が犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを、府全体の共通認識とし、DVの根絶を目指し、DVの防止及び被害者の保護並びに自立支援を総合的に推進する。主な内容は、

(1) DV被害に気づく環境づくりと早期発見できる環境整備

DV被害者が被害に気づき、安心して相談機関に相談できるよう、きめ細かな啓発と被害者と接するすべての関係機関の適切な対応の徹底

(2) 総合的な相談・保護体制の充実

地理的特性に配慮した府の専門相談体制及び機能の強化、警察・市町村・民間支援団体等と連携し、迅速かつ確かな相談や、被害者を保護する体制の充実

(3) 被害者が社会的に自立できるよう継続的な支援体制の確立

被害者の安全確保の徹底、心身回復のためのサポート等の実施

(4) 行政と民間支援団体との連携・協働

行政、民間それぞれの機能を活かし、相互の連携強化・協働による被害者支援の充実

(4) きょうと未来っ子いきいき推進計画の策定

平成15年7月には次世代育成支援対策推進法が成立、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を進めるため、都道府県・市町村及び事業主等は、次世代育成支援対策に関する計画を策定・実施することとされた。府では、同法に基づく「都道府県行動計画」、児童福祉法に基づく「保育に関する計画」、母子及び寡婦福祉法に基づく「母子家庭等自立促進計画」及び「幼児教育振興プログラム」としての性格も併せ持った「きょうと未来っ子いきいき推進計画（次世代育成支援計画）」が平成17年3月に策定された。

●きょうと未来っ子いきいき推進計画

平成16年12月に策定したアクションプラン「未来っ子いきいき応援プラン」を核として策定された。

3つの基本的視点

- ①次代を担う子どもの育成と、子育ての基本となるすべての家庭への支援 ②地域、企業、NPO

等と行政の協働による社会全体での取組 ③子どもの権利が最大限尊重されるよう配慮し、次代の親となるものとの認識のもと、長期的視野に立った子どもの健全育成の推進

5つの基本的方向

- ①子育てを楽しむ家庭を増やす仕組みづくり ②子どもの育ちや家庭をサポートする地域づくり
- ③家庭、地域生活、仕事のバランスのとれた社会づくり ④長期的視野に立った次代の人づくり
- ⑤安心して子どもを産み育てられるセーフティネットづくり

(5) 男女共同参画基本計画（第2次）の策定

国においては、男女共同参画社会基本法に基づき平成12年に男女共同参画基本計画（第1次基本計画）を閣議決定し、総合的かつ計画的な取組を進めてきたが、これまでの取組を評価・総括し平成17年に男女共同参画基本計画（第2次）を策定した。

●男女共同参画基本計画（第2次）のポイント

- ①政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ②女性のチャレンジ支援 ③男女雇用機会均等の推進
- ④仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し ⑤新たな分野への取組 ⑥男女の性差に応じた確かな医療の推進 ⑦男性にとっての男女共同参画社会 ⑧男女平等を推進する教育・学習の充実
- ⑨女性に対するあらゆる暴力の根絶 ⑩あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画社会の実現を目指す

○後期に重点的に取り組むべき事項

1 男女共同参画による心豊かな活力ある京都府づくりの推進

男女共同参画社会は、男女が相互に協力し、社会の支援を受けながら家族の一員としての役割を果たすとともに、家庭生活と働くこと、学ぶこと、地域活動へ参加することなどとの両立を図ることができるような社会を目指している。この男女共同参画社会の実現に向けた取組は、家庭や学校、職域、地域等あらゆる場において社会全体で進める必要があるが、現状としては、子育て、介護などの多くを女性が担う一方で、男性は仕事中心で、家事や育児、地域活動への参画が十分とはいえない。家族を構成する男女が共に運営に参加し、責任を果たすことにより、男女双方がライフステージに応じた多様な選択ができ、充実した生き方ができるよう支援し、心豊かな活力ある京都府づくりを推進すべきである。

【取り組むべき具体的施策】

- 男女がともに子育て、介護などを担い、地域活動に参画する気運の醸成
- 社会的な場で女性が活躍できる環境づくり
- 府民による自主的な地域づくりの取組支援
- 全ての子育て家庭を対象とした子育て支援と子育て家庭を支える地域づくり
- 介護サービスの充実と介護を支える地域づくり

2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

男女共同参画の推進は、男女の政策・方針決定過程への参画の促進が極めて重要である。国においては、「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」との目標を設定しており、府においても公的分野・私的分野を問わず、あらゆる分野において女性の参画拡大を図っていく必要がある。

(1) 府の男女共同参画に係る取組の推進

身近な行政に携わる府の政策決定は、一人一人の府民の生活に大きな影響を与える。府の審議会等における女性委員の登用状況は、平成17年度末32.0%（法令等により指定されている委員を除くと、登用率は34.5%）で、新KYOのあけぼのプラン策定当時の平成12年度末28.5%と比べると3.5%の伸びとなり、一定の成果がみられたが、プランの平成17年度目標の1/3には届かなかった。

また、個々の審議会を見ると女性がいない審議会（ゼロ審）は解消されているが、女性の登用率が極端に低い審議会が散見される。法律等で構成員が充て職となっていたり、必要とされる専門分野における資格を有した女性が少ない等の理由による女性登用の困難さは理解できるものの、防災や都市計画など、女性委員の登用率が少ない審議会でもそ計画段階から男女共同参画の視点を取り入れ、女性のニーズ、意見を活かすことのできる仕組みづくりが必要である。今後、自ら運営目標に掲げた平成22年度末女性委員登用率40%の達成に向けて、審議会ごとに阻害要因を分析の上、具体的な対応策を検討するというきめの細かい取組を行う必要がある。

府職員の女性登用状況をみると、管理職の女性比率は、平成18年度は本庁5.0%、全体5.1%（全国 平成18年度 本庁3.4%、全体5.0%）である。意思決定ラインへの女性の登用のためには、役職者全体だけでなく、役職ごとの目標値の設定など計画的に進めるとともに、その前提として女性登用のための環境整備が大事である。

また、公立小、中、高等学校及び盲、聾、養護学校においても、市町村（組合）教育委員会等とも連携しながら、女性登用のための環境整備等を充実させていく必要がある。

平等取扱及び成績主義の原則の枠組の中で、採用試験の女性の受験を促進すること等による採用の一層の拡大と、計画的な女性職員等の育成を図りすそ野を広げ育てていく仕組みづくり、男女がともに能力が発揮できる環境づくりが必要である。

女性の参画の拡大は、目標値を定めての推進方策と併せて登用推進の前提条件となる仕組みづくりと環境づくりという長期的な取組との両輪で進めていかなければ実現しない。府自らが男女共同参画のモデル職場となるよう取組を進めるべきである。

【取り組むべき具体的施策】

○府の審議会等における女性委員の割合40%を目指した取組の推進

- ・ 審議会ごとに阻害要因を分析の上、具体的な対応策を検討するというきめの細かい取組による目標達成
- ・ あらゆる分野での女性の進出を図る長期的な仕組みづくりと環境づくりの推進

○全庁的・長期的な仕組みづくりと環境づくりによる府女性職員等登用の推進

- ・ 女性役職者比率の目標設定による登用の推進

- ・採用試験の女性の受験を促進すること等による採用の一層の拡大と、幅広い職務経験の付与、研修機会の確保等計画的な女性職員の育成と職域の拡大
- ・男女がともに能力を発揮できる環境づくりの推進

(2) 市町村、企業、教育・研究機関、その他各種団体等の取組の支援

市町村においても政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が望まれる。ネットワーク化を進め、審議会等委員への女性の登用等が促進されるよう人材情報の提供などの支援を行うとともに、連携して地域における女性リーダーの育成を図るべきである。

また、企業、教育・研究機関、その他の各種団体等に対して、女性の参画拡大についての啓発や情報提供、具体的な取組方策に関する助言などの支援を積極的に行うべきである。

3 女性の意欲を活かすチャレンジ支援

府における女性のチャレンジ支援については、前述のとおり国と連携の上、様々な施策が推進されている。今後は、アクションプラン「女性発・地域元気力『わくわく』プラン」の事業化を推進するとともに、女性のニーズは、地域や個人ごとに異なることを踏まえ、一つ一つの細かなニーズを掘り起こし、その対応を図っていくことが求められる。例えば起業、NPO活動支援では、関連制度や事業の情報提供はもとより、優良事例の普及とともに失敗事例の分析を踏まえた実践的なアドバイスの提供や起業を目指す者の交流の場の設定、再就職支援ではきめ細やかなカウンセリングと相談から就職、その後の定着までの継続的な支援を1箇所で受けることのできる体制の構築が望まれる。また、意欲のある女性たちが立ち寄り、相談、交流できる地域の身近な参画への拠点を設置することもチャレンジ支援の有効な施策といえる。「量」に加え「質」も高めていくことがチャレンジ施策を進めていく上でのポイントとなる。

【取り組むべき具体的施策】

○アクションプラン「女性発・地域元気力『わくわく』プラン」の事業化推進

○チャレンジを目指す女性のニーズの掘り起こしによる細かな対応施策の推進

- ・地域再生に意欲のある女性たちが立ち寄り、相談、交流できる地域の身近な参画拠点の設置
- ・起業、NPO活動支援（関連制度や事業の情報提供、優良事例の普及、失敗事例の分析による実践的なアドバイスの提供、起業を目指す者同士の交流の場の設定）
- ・再就職支援（きめ細やかなカウンセリング、相談から就職、定着までの継続的支援が1箇所で受けることのできる体制の構築）

4 地域づくり・観光における男女共同参画

府内の各地域にはそれぞれ独自の豊かな自然や歴史・文化資源がある。住民自身が新

たな視点でこれらを見直し、地域の資源を活かした取組を進めることは、地域に向き合うことであり、地域づくりへの参画でもある。実際に地域づくり、観光に携わっている女性は多く、農業分野における食品加工、朝市での販売活動などの起業や商店街の活性化、地域の観光の活性化などに成功した事例が見られるようになってきた。

例えば商店街の「おかみさん」達がタウンガイドの作成や地元のオリジナル土産を開発しにぎわいの創出を図ったり、地域の魅力をよく知る女性が女性をターゲットとする観光プランの提案や情報発信を行っている。女性観光客は多く、観光関連団体の企画立案・方針決定過程へ女性が参画することにより、さらに新たな発展が期待できる。

農林分野では、自分たちが生産した新鮮な食材を使った農産加工品を商品化し、地域の交流拠点施設に出店している女性グループや郷土料理の伝承、地域の特産品販売促進のための料理開発や食育の推進を実践している女性グループ、漁業協同組合で地元の力二のブランド確立や特産品づくりに取り組んでいる女性がいる。

今後、このような住民による地域づくりの重要性はますます大きくなり、地域の活性化に女性の力が求められている。地域づくりに意欲のある女性の育成、女性が参画した地域づくりの優良事例の普及などこれら自主的な地域づくりの取組を支援するとともに、定年を迎える「団塊の世代」をはじめとする様々な知識、経験、技術を有した多くの人材をも巻き込み、男女がともに地域の活性化、地域の再生に取り組むよう施策を推進すべきである。

【取り組むべき具体的施策】

○府民による自主的な地域づくりの取組支援

- ・地域づくりに意欲のある女性の育成
- ・女性が参画した地域づくりの優良事例の普及
- ・幅広い男女の地域づくりへの参画促進

5 新たな分野への取組

女性の参画があまり進んでおらず、今後男女がともに参画し、多様な発想、活動の活性化を図ることによって新たな発展を期待できる分野がある。これらの分野への参画を進めるべきだが、推進にあたっては役割分担が再生産されることなく、女性の潜在力を目に見える形で示せるような形での参画となるよう配慮が必要である。

(1) 防災・災害復興分野

過去の災害では、増大する家庭責任が女性に集中したこと、行政の担当者やボランティア等支援する側に女性の担当者が少なく、避難所などのプライバシーの問題など男女のニーズの違いを把握した対応が不十分であったことが指摘されている。防災・災害復興を男女共同参画の視点を持って行うためには、地域防災計画、マニュアル等に男女共同参画の視点を取り入れるべきである。併せて施策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、女性のニーズ、意見を活かすことのできる仕組みづくりが必要である。

(2) 環境分野

府における特定非営利活動法人設立の申請数、認証数は全国第10位だが、人口百万人当たりでは、東京都に次いで全国第2位であり、活動分野に環境の保全を掲げている法人も多い。平成9年の地球温暖化防止京都会議（COP3）でのNPOの活躍も顕著であった。NPO等は女性の活躍がめざましい活動分野であり、今後はこのような団体の活動をはじめ、環境問題に対する女性の高い関心、経験や知識が活かされるよう環境保全分野での政策・方針決定過程への女性の参画の推進を図る必要がある。

(3) 科学技術分野

女性研究者（人文・社会科学分野を含む。）の研究者全体に占める割合は12%程度であり低い。子育て期の研究継続が難しいことなどの課題が指摘されており、女性研究者の採用機会等の確保及び勤務環境の充実を促進するとともに、科学技術分野における政策・方針決定過程への女性の参画を増やすことが必要である。また、女子高校生等のみならず進路選択に影響力のある親や教師をも対象に、研究や研究者に触れる機会や情報提供を増やし、理工系に対する興味や関心を抱かせるとともに、個人の能力を発揮できる進路を選択できるよう理解の促進を図るべきである。

京都府は人口当たりの大学数が全国で最も多く、多くの研究者、学生が学び、生活しており、取組の効果は大きいと考えられる。京都大学の女性研究者への支援事業「京都大学モデル」*をはじめとする各大学の自主的な取組の支援を図るべきである。

※ 女性研究者の包括的支援「京都大学モデル」

平成18年度文部科学省の科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」プログラムに他の9大学と共に採択された事業。卓越した女性研究者を輩出する環境を整えるため、「京都大学女性研究者支援センター」を設立し、「交流・啓発・広報」、「相談・指導」、「育児・介護支援」、「柔軟な就労形態による支援」の各事業を地域連携の下で推進する。

【取り組むべき具体的施策】

○新たな分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

○防災分野での男女共同参画の推進

- ・男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画、マニュアルの作成
- ・女性のニーズ、意見を活かすことのできる仕組みづくり

○環境保全の取組への男女共同参画の促進

- ・活動している女性や団体の経験、知識を活かす仕組みづくり
- ・女性が参画した優良事例の普及

○理工系分野への女子高校生等の選択の促進

- ・研究や研究者に触れる機会やロールモデル等の情報の提供
- ・個人の能力が発揮できる進路選択の促進

○女性研究者支援に関する各大学との連携、取組の支援

- ・女性研究者の採用機会等の確保及び勤務環境の充実促進の取組支援

6 男女共同参画の理解促進及び男性に対する広報・啓発活動の展開

男女共同参画社会は、家族を構成する男女が相互に協力するとともに、社会の支援を受けながら家族の一員としての役割を果たし、家庭生活と働くこと、学ぶこと、地域活動へ参加することなどとの両立を図ることができるような社会を目指している。このような男女共同参画の理念や「社会的性別」(ジェンダー)*の視点の定義について、府民一人ひとりが正しく理解し、認識が深まるよう、わかりやすい広報・啓発活動を進めるべきである。

特に、十分に浸透しているとはいえない男性にとっての男女共同参画社会の意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視する広報・啓発活動を展開するとともに、男性の不安やストレスを軽減し、生き方、働き方を相談できるような仕組みを事業者、団体等とも連携・協働を図りながら整備していく必要がある。

【取り組むべき具体的施策】

○わかりやすい広報・啓発活動の推進

○男性に対する広報・啓発活動の展開

- ・男性にとっての男女共同参画社会の意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視する広報・啓発活動の実施
- ・男性の不安やストレスの軽減、生き方、働き方相談に対応する仕組みの整備

*「社会的性別」(ジェンダー)の視点

1. 人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものである。

このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。

2. 「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる。例えば、児童生徒の発達段階を踏まない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例は極めて非常識である。また、公共の施設におけるトイレの男女別色表示を同色にすることは、男女共同参画の趣旨から導き出されるものではない。

- 「男女共同参画基本計画（第2次）」から抜粋-

7 男女平等を推進する教育・学習の充実

人権の意識や価値観は、幼少期から家庭・学校・地域社会の中で形成される。子どものころから発達段階に応じ、人権の尊重、男女平等の意識を育み、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さを認識させるにあたって、教育の果たす役割は非常に大きい。教育に携わる関係者が男女共同参画を正確に理解し、男女共同参画意識を高め、教育に取り組むべきである。

また、男女が各人の個性と能力を十分に発揮し、参画していくためには、生涯学習は重要な意義を持つものであり、多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応した学習機会の充実に努めるとともに、女性団体・グループ、NPO等の学習活動の支援を図るべきである。その際、子育て中の者を含め、意欲のある者すべてに機会が提供されるような環境づくりに留意すべきである。

【取り組むべき具体的施策】

○教育関係者等の男女共同参画の正確な理解に基づく教育の充実

- ・教職員等に対する男女共同参画の正確な理解のための研修等の充実
- ・男女共同参画の視点を踏まえた進路・就職指導、助言の展開
- ・非暴力、コミュニケーション能力を身につける教育の実施
- ・発達段階に応じた性教育の実施

○生涯学習の一層の充実

- ・多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応した学習機会の充実
- ・女性団体・グループ、NPO等の学習活動の支援

8 活力ある農山漁村に向けた男女共同参画の推進

農林水産業や農山漁村社会において女性は重要な役割を果たしており、特に、農林水産業が重要な基幹産業の一つでもある京都府においては、活力ある農山漁村の実現のためにも、地域の生産・生活に関するあらゆる方針決定過程に女性の参画を高めていく必要がある。意思決定の場への女性の参画の具体的な目標値を設定し推進の加速化を図るとともに、その基盤づくりともなる女性リーダーの育成と、女性が持てる力を十分に発揮し、それが評価される環境づくりが求められる。具体的には、生産と生活の両面で女

性が過重な負担を負うことがないよう、男女がともに協力しあって家事・育児等の責任を果たすと同時に地域における両立支援策の充実を図るべきである。また、家族の話し合いをベースとする家族経営協定の締結促進や、女性の活躍が期待される、農山漁村における地域資源を活かした起業活動への支援とともに、これらの分野で活躍している女性を広く紹介することにより、社会での認知度を高め、若い世代へと参画の意欲を広げていく工夫が必要である。

【取り組むべき具体的施策】

○農林漁業分野における意思決定の場への女性の参画の具体的な目標値設定、参画推進

○参画の基盤としての女性リーダーの育成

○女性が持てる力を十分に発揮し、評価される環境づくり

- ・男女がともに協力しあって家事・育児等の責任を果たすと同時に地域における両立支援策の充実、家族経営協定の締結促進、農山漁村における地域資源を活かした起業活動への支援、活躍している女性の紹介

9 働く場における男女共同参画の推進

労働者が働きやすい職場環境の整備は進んできているものの、女性の能力が十分に発揮でき、労働者が働きがいを実感できる職場環境づくりへのニーズが高まっている。制度上の男女均等待遇が確保されるだけでなく、事実上生じている男女労働者間の格差を解消することが必要である。改正男女雇用機会均等法が平成18年6月に成立し、19年4月から施行されるが、男女双方に対する差別を禁止するとともに、間接差別として、募集・採用における身長・体重・体力要件、コース別雇用管理制度における総合職の募集・採用における全国転勤要件、昇進における転勤経験要件を業務遂行上の必要な合理性がある場合を除き禁止すると定めている。今後は、この均等法等関係法令の周知徹底に努め、国及び関係機関との連携のもとの確な履行確保を図るとともに、男女共同参画の推進に向け、ポジティブ・アクション^{*}をはじめとした主体的な取組が促進されるよう、国及び関係団体と連携し、啓発及び支援策を推進すべきである。

その際、自主的な取組が進みつつある大企業だけでなく、依然として厳しい経営環境にあるため取組ができていない中小企業等が多く存在していることを念頭におき、中小企業団体等とも連携し、各企業ごとの状況に応じた取組事例の提示や、企業にとってのメリットを積極的に示すことにより取組の促進を図るべきである。

【取り組むべき具体的施策】

○職場における男女の機会均等を実現し、女性の能力発揮を促進するため、ポジティブアクションの重要性について啓発、企業の主体的な取組支援

- ・企業ごとの状況に応じた取組方法と企業にとってのメリットの提示

○男女雇用機会均等法履行確保のための周知徹底

※ ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、機会を積極的に提供すること。国及び地方公共団体が総合的に策定、実施する責務を有する施策として、基本法や条例で規定されている。これについては、女子差別撤廃条約第4条で「締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない」と規定されている。

10 家庭・仕事・地域生活の調和への支援

(1) 働き方の見直し

育児・介護休業などの法制度は整備されてきたが、依然として育児・介護休業を取得しにくい状況が見られ、特に男性の取得は極めて少ない。家事、育児、介護等を女性が担っていることが多い現状では、仕事との両立が困難で、出産、育児、介護のために退職する女性が多い。また、女性は再就職においてもパート勤務など不利な労働条件のもとで働かざるを得ない状況があり、子育てをする労働者について、育児休業等を利用して同じ職場で働き続けた場合と、出産時に退職後パート・アルバイトで再就職した場合を比べると、約2億円もの生涯所得の差が出ると推計されている。平成15年8月に改正されたパートタイム労働指針（事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針）では、パートタイム労働者について、その就業の実態、正社員との均衡などを考慮した均衡処遇、正社員へ転換するための条件整備を努力義務で挙げているが、雇用等の改善に結びついておらず、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）の改正が進められている。

男女がともに家族としての責任を果たし、生涯を通じて充実した生活を送るためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能にする働き方の見直しを進める必要がある。女性の職場への参画だけでなく、男性の家庭や地域における活動への参画など多様な生き方を、すべての男女がライフステージに即して選択できる環境の実現が望まれる。

具体的には、男女とも、育児・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすく、育児や家族の介護を行う者が働き続けやすい環境の整備を事業主に働きかけるとともに、その際、事業者が積極的に取り組むような仕組みづくりが必要である。

例えば次世代育成支援対策推進法において、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための「一般事業主行動計画」の策定及び届出が301人以上の労働者を雇用する事業主には義務として、300人以下の労働者を雇用する事業主においては努力義務として定められている。この行動計画の策定等を建設工事等の入札参加資格制度における評価項目へ追加することなど、事業者のメリットともなる仕組みを作ることは、取組の促進に寄与すると考えられる。さらに、行動計画の策定に終わる

のではなく、策定後の事業主の取組を後押しするような支援策が必要であり、行動計画策定が努力義務とされている中小企業への取組推進策と併せて取り組むべき課題である。

また、短時間正社員制度や再雇用制度の導入などの労働者、事業者の双方にとってもメリットとなる多様な働き方を具体的に事業者に提示し、その取組の促進を図るべきである。

(2) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援

子育ては、子どもが未来の社会を担う大切な存在であるという認識の下に、行政をはじめ、府民、保護者、事業者、関係団体・機関等が相互に連携し、社会全体で取り組むべきであり、すべての子育て家庭の子育てに対する負担感や不安感を軽減し、安心して子育てができる環境を整備しなければならない。府民みんなで子育てや子育て家庭を応援するための条例の制定をはじめとした施策の総合的、計画的な推進が望まれる。また、一つ一つの家庭ごとに環境や抱えている問題は当然異なっているため、多様な保育サービスをはじめ、様々な相談に対応でき、情報提供を幅広くできる総合的な体制が望まれる。

また、高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる。現在、子育てと同様、女性が多くを担っている介護についても男女が協力して担う意識啓発や、社会全体で支え合う介護サービスの充実などの環境整備が必要である。

【取り組むべき具体的施策】

- 希望するすべての男女が取得できるよう育児・介護休業制度の周知徹底及び取得促進
- 事業者が行う仕事と子育て・介護両立に向けた環境づくりへの支援
 - ・企業自らが女性の能力活用や両立支援策を積極的に進めていく仕組みづくり
 - ・行動計画策定後の事業主への取組支援策の実施
 - ・計画策定が努力義務である中小企業への取組推進策の実施
- 多様な保育サービス等子育て支援と介護サービスの充実
- 子育て・介護を支える地域づくり
- 様々な家庭問題に対応する総合相談機関である家庭支援総合センター（仮称）の設置

1.1 男女の性差に応じた的確な医療の推進

男女が生涯を通じて適切に自己管理を行うことができるよう、性差に応じた男女それぞれの心身の健康保持、増進策を推進するとともに、女性の健康支援にとって大きな節目である妊娠・出産については、安心して、安全に産めるよう施策の充実に努めるべきである。また、不妊で悩む男女にはその対策を推進するとともに、その際人権の視点に立った不妊専門相談やカウンセリングを受けられるような配慮が必要である。

ニーズが高まってきている性別ごとの専用外来は医師不足等から普及が進んでいな

い。とりわけ結婚や出産で医療現場を離れた女性医師や看護師・助産師等の復職支援は、医療の充実だけでなく、女性自身の能力発揮にもつながり、取組を推進すべきである。

【取り組むべき具体的施策】

○ 性差に応じた男女の心身の健康の保持・増進策の推進

- ・ 性差医療の推進
- ・ 安心、安全な妊娠・出産への支援
- ・ 不妊で悩む男女への不妊治療の支援
- ・ 女性医師、看護師・助産師等の復職支援

12 女性に対するあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性犯罪等の女性に対する暴力は、重大な人権侵害であるにもかかわらず潜在化しがちであり、個人的問題として矮小化されることもある上に、加害者は罪の意識が薄いという傾向がある。男女は平等であり、それぞれの尊厳を重んじた対等な関係づくりを進めることにより、暴力を予防し、暴力を容認しない社会の実現を目指さなくてはならない。

配偶者等からの暴力については、今後は平成18年3月に策定された京都府「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」に挙げられている取組を具体化させ、DV被害に気づく環境づくり・暴力を許さない環境づくりとともに総合的な相談保護体制の充実、自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関との連携の強化、被害者の状況に応じた支援対策の推進を図っていくべきである。

また、セクシュアル・ハラスメントについては、平成19年4月から改正男女雇用機会均等法が施行され、職場においては男性に対するセクシュアル・ハラスメントも含めた対策を事業主が講ずることが義務づけられることとなっており、雇用関係のみならず、教育、スポーツ、文化芸術等の分野や医療・社会福祉関係、地域等あらゆる場での防止に対する取組が進められるよう啓発の強化などの取組を進めるべきである。

また、外国人女性は言葉や生活習慣の違いから、DV被害や人身取引などの人権侵害がより潜在化しがちであり、被害者保護のための取組や相談窓口等に関する情報提供、その対応の多言語化を進め、併せて関係機関に対しても被害者の立場に立った適切な対処を図るよう周知すべきである。

【取り組むべき具体的施策】

○ 京都府DV基本計画の事業化推進

- ・ DV被害に気づく環境づくり・暴力を許さない環境づくり
- ・ 総合的な相談保護体制の充実
- ・ 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関との連携の強化
- ・ 被害者の状況に応じた支援対策の推進

○あらゆる場でのセクシュアル・ハラスメント防止に対する取組推進

- ・啓発の強化

○外国人女性のDV被害や人身取引などの人権侵害への対応充実

- ・被害者保護のための取組や相談窓口等に関する情報提供、その対応の多言語化
- ・被害者の立場に立った適切な対処を図るよう関係機関に周知

○計画の推進

1 推進組織体制の充実・強化

府では、女性政策監のもと庁内横断的に男女共同参画の推進を図るとともに、各部局の緊密な連携の下に、男女共同参画施策の総合的かつ円滑な推進を期するために、副知事を本部長とする京都府女性政策推進本部を設置し、さらに各部局の次長等を女性政策推進員に指定し、施策を総合的に推進している。

施策の推進に当たっては目標値を設定し成果を検証しながら実施していくとともに、その推進について効果のある施策、制度だけでなく、結果として影響を及ぼす制度や施策、また、制度・施策の運用を含む業務運営のあり方についても、全般的に男女共同参画の視点から常に検証しながら進めていく必要があり、推進組織体制の一層の充実と職員の意識啓発、研修を図るべきである。

【取り組むべき具体的施策】

○庁内組織体制の一層の充実、連携の強化

○目標値設定による施策の推進

○男女共同参画の視点からの施策全般にわたる検証

○職員一人一人が男女共同参画の意義を理解し、日々の職務遂行に反映させるよう研修等の機会を利用した意識啓発の実施

2 女性総合センターの機能強化・充実

京都府女性総合センターは府における女性の活動拠点として平成8年に開設され、平成16年度からは「女性のチャレンジ拠点施設」とも位置付けられている。男女共同参画の推進という共通認識の下、女性団体はもちろんのこと、地域において様々な活動を行っている団体等の自主的な取組に関する相談や講座・セミナー等の企画・運営等における連携等を総合的に行えるようコーディネート、アドバイザー機能の強化を図る必要がある。

3 地域における男女共同参画の推進

男女共同参画の推進に当たって、府民にもっとも身近な行政を担う市町村の役割は大変重要であり、各市町村において取組が進められているものの、地域差は依然として存在しており、近隣市町村や各団体と連携した取組を進める必要がある。例えば各広域振興局を単位とした男女共同参画推進のための一定のまとまり（圏域）をつくり、圏域全体で共通した目標のもと、統一的、計画的に取組を進めることにより、各々の市町村が役割を分担しながら圏域全体で男女共同参画の推進を図ることが可能になると考えられる。

さらに、各圏域間においても互いに連携を図り、補完し合うことによって府全域における男女共同参画の一層の推進が期待される。

その際、府女性総合センターは各圏域、広域振興局や市町村とのネットワークを構築し、その取組を積極的に支援すべきである。